

(12)イ NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。(厚生労働省社会・援護局)								
事業概要及び実績	○ボランティア振興事業 地域コミュニティの形成を図ることを目的とする福祉教育推進事業や養成研修事業、広報・啓発事業等の都道府県・指定都市社協が行う事業に対し支援している。 【全国社会福祉協議会によるボランティアの把握総人数】 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 7,791,612人 7,793,967人 7,385,628人 —							
予算額	16年度	34億円の内数	17年度	136億円の内数	18年度	150億円の内数	19年度	180億円の内数
評価・今後の方向性	ボランティア活動に参加しやすくなる体制の整備等が図られ、ボランティア活動者数の増加や活動分野の多様化等の効果が挙げた。平成19年度以降は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な取組に対する支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」にてボランティア分野も含めた支援をおこなうこととしている。							
(12)ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。(厚生労働省社会・援護局)								
事業概要及び実績	○民生委員・児童委員研修事業 民生委員・児童委員が相談援助活動を行う上で、必要不可欠な知識及び技術を習得させることを目的とする都道府県・指定都市が行う事業に対し支援している。 【補助交付実績】 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 43都道府県・指定都市 45都道府県・指定都市 47都道府県・指定都市 48都道府県・指定都市							
予算額	16年度	34億円の内数	17年度	136億円の内数	18年度	150億円の内数	19年度	180億円の内数
評価・今後の方向性	地域の実情やニーズにあった研修の開催等により、地域福祉の担い手として活動する民生委員・児童委員の資質の向上が図られており、現行施策を引き続き実施する。							
(12)エ 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う地域福祉権利擁護事業の利用の推進を図る。(厚生労働省社会・援護局)								
事業概要及び実績	○日常生活自立支援事業(18年度までは地域福祉権利擁護事業) 都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会が実施主体。窓口業務は実施主体から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等が実施。 【相談件数】 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 231,898人 298,084人 402,965人 530,871人 【利用契約者数】 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 6,252人 6,488人 7,247人 7,626人							
予算額	16年度	34億円の内数	17年度	136億円の内数	18年度	150億円の内数	19年度	180億円の内数
評価・今後の方向性	本事業の実施により、親族による金銭搾取等や消費者被害の発見や、利用料の支払いが遅滞する等のトラブルになりやすい利用者について利用料の支払いが円滑に行われるなど、事業者にとって困難ケース解消につながる等の効果が見られる。 相談援助件数、利用契約者数ともに年々増加してきており、本事業に対するニーズは今後拡大すると考えられることから、窓口業務を行う市区町村社会福祉協議会等の拡充を図っている。また、19年度から事業内容に即した「日常生活自立支援事業」と事業名称を改め、より一層の利用促進を図っている。							

## 9. 国のホームレス対策施策評価書(素案)に対する意見

昨年12月26日に開催された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針に関する意見聴取会」には、6自治体(東京都・大阪市・横浜市・川崎市・名古屋市・福岡市)と民間3団体(新宿ホームレス支援機構・釜ヶ崎支援機構・北九州ホームレス支援機構)が参加し、それぞれ意見を述べています。行政の参加は以下の通りです。

内閣官房内閣参事官・内閣官房副長官補室・厚生労働省社会援護局地域福祉課・厚生労働省社会援護局地域福祉課生活改善係・厚生労働省社会援護局保護課保護係・厚生労働省職業安定局雇用開発課就労支援室・厚生労働省健康局総務課保健指導室保健指導係・国土交通省総合政策局安心生活政策課・警察庁生活安全局生活安全企画課・

総務省自治行政局自治政策課企画第二係・法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第 1 係。

なお、この時意見表明の対象となった「政策評価書（案）」は、案にいたる前の素案であることから、「取扱注意」となっており、公開は予定されていないようです。

以下に、所管ごとの基本方針中担当項目（A）、政策評価(B)、評価に対する意見(C)、そして、該当項目に対する見直し意見（D）の要約を紹介します。

## I (A) 厚生労働省 職業安定局 担当分課題

### (1) 就業の機会確保について

(1)ア ホームレスの雇用の推進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めていく必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

(1)イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用して求人情報等の収集に努め、また、民間団体とも連携を図り、それらの情報提供に努める。

(1)ウ ホームレスの就業ニーズを的確に捉えることができるように、自立支援センター等において、きめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の就業の安定を図るために、民間団体との連携を図り、必要に応じ、職場定着指導等の援助を行う。

(1)エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、事業所での一定期間の試行雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

(1)オ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であり、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

(1)キ ホームレスの就業による自立を支援するに当たっては、民間団体を活用することも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たっては、民間団体の活用を図る。

### (5) 自立を総合的に支援する事業

#### (ア) 自立支援事業

(5) アー(ウ)職業あっせん、求人開拓等の就労支援、を行う。

(5) アー(エ)自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮する

#### (イ) 総合的自立支援事業

(5) イー(ア)就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

### (6) 多数存在する地域

(6)ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域におい

て、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化を図る。

- (6)イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある日雇労働者の就業の可能性を高めるために、技能講習により技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を実施する。

## I (B) 厚生労働省 職業安定局 担当分評価

職業安定局実施の各施策は、上記実績に基づき、一定の成果があったと評価されることから、いずれも引き続き実施すると方向付けられています。

「多数存在する地域」の施策に関連して、住居喪失不安定就労者（住居を有さずネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する労働者）への職業相談、常用雇用化を図るための支援策が、検討を要する事項としてあげられています。これは、昨年8月に発表された「日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」の結果を受けてのことだと考えられます。

## I (C) 厚生労働省 職業安定局 担当分評価に対する意見

- (1)アについて、

啓発リーフレットの配布だけでは効果が無く、働く姿を具体的に示すモデル事業や企業経営者に対する具体的な働きかけが必要との意見があった。

- (1)イについて、

評価を認めながら、ハローワークの活用はこれまで通りの継続では結果を出すことは困難、自立支援センター設置地区外あるいは民間施設利用者も対象に含める等の拡大をすべきという意見。また、具体的な働く場の確保・創出を盛り込み、実施すべきという意見も出されている。

- (1)ウについて、

職業相談員の質や定着指導の少なさから、評価は疑問とする意見があり、職業相談員のさらなる研修が必要との意見が出されている。相談の中身を、個々人の抱える課題に答えられるような個別支援プログラムにまで高めることが必要である。定着指導へのグループミーティング導入、ホームレス就業支援運営協議会設置地域以外でも就業指導員設置を可能とすべきという意見も出されている。

- (1)エについて、

試行雇用事業は有効と考えられるが、実績事業対象者数が少なすぎる。利用しやすいものにするべき。例えば、期間の延長やアフターフォロー事業との連携、事業主の誘導策の強化、ホームレス就業支援事業対象者への適用拡大など、という意見が出されている。

- (1)オについて、

現状の訓練・講習が有効な人々もいるが、もっと基本的な読み書きソロバン、ビジネスシーン等で必要なマナーなどの基礎的な学習・訓練が必要な人々もいる。職安所長認定の各種訓練への特例利用も含め、講習訓練内容の見直しが必要という意見、自立支援センター未設置の地域でも

利用できるようなシステムが必要との意見が出されている。

(1) キについて

民間団体の活用について、求人情報等の提供や技能講習等の実施だけでなく、就業機会の具体的な提供を含めることとし、その事業を実施する社会的企業の育成を盛り込むべきという意見や希望職種と求人職種にミスマッチがあることへの対応が必要という意見が出されている。

(5) アー(ウ)について

「ハローワークに配置した職業相談員が自立支援センター内で行う職業相談は、ホームレスに対する就業支援の中心的な業務」という位置づけと、「就職希望者の多くにとって、自立支援センターは求職活動の選択肢になっていない」という現実とのギャップの指摘や、職安所長認定の各種訓練への特例利用、生活をまかなえる収入額を重視した職業あっせんだけでなく本人の意欲を重視したあっせん、求人開拓をすべきという意見がだされている。

(5) アー(エ)について

具体的なシステム、職場定着指導の民間委託(自立支援センターより就労した者以外への拡大)が必要との意見が出されている。

(5) イー(ア)について

職業相談員のスキルアップを図る必要がある。既存の労働市場へ再参入が困難な人も多いため、就業の機会は創出して「与える」必要がある、との意見がだされている。

(6) アについて

「住居喪失不安定就労者」に関連して、不安定就労者対策として労働施策の中で位置づけるべきであり、ホームレス施策の中に位置づけるには馴染まないという意見と、「多数存在する地域」とのエリア限定が誤りで、その枠を外し、広義のホームレス対策を積極的に進めるべきという意見がだされている。「住居喪失不安定就労者」も含め、ホームレスとならないための具体的な住居提供がなされるべきとの意見がだされている。

また、自治体が独自で行っている就労事業への国の援助、類似事業の全国化を求める意見、相談事業等の日雇い以外への拡大を求める意見も出されている。

(6) イについて

試行雇用事業について、民間事業所への働きかけの強化、あらたな起業・雇用・就業確保の事業への支援、職安所長認定の各種訓練への特例利用、自立支援センター入所者や多数存在する地域や日雇い以外への訓練事業等の門戸開放、等の意見が出されている。

## I (D) 「就業の機会確保について」基本方針見直し意見

「職業安定局 担当分評価に対する意見」が項目ごとにだされていることから、重複した意見が見られます。「就業の機会確保について」に対する基本方針見直し意見も、評価に対する意見のおさらいのようになっており、さらに重複することになりますが、一覧として要約します。

○経済動向の先行きは不透明。景気拡大に依存しない雇用確保策が必要。

○事業主への働きかけの強化、支援措置(雇用奨励金、努力目標としてのホームレス雇用率、アフターフォロー事業との連携等)の拡充。

- 「地域の実情に応じた施策」＝就労事業への国の支援と類似事業の全国的取組の推進。
- 社会的就労の場の創出、社会的起業の育成が必要。
- 職業相談、就業開拓等の民間委託をさらに促進すること。
- 相談員等の質の向上。
- 自立支援センター設置地域以外にも各施策が実施できるようにすること。
- 自治体独自の企画による就労支援システムへの国の財政支援。
- 職業訓練・講習内容の拡充、対象者の拡大。
- 就労に限らず自立定着率向上に向けたアフターケア体制の強化。
- トライアル雇用をさらに魅力あるものに。
- 国土交通省管理の河川流域における就労・居住支援対策の盛り込み。
- 就労の前提としての居住確保を積極推進すること。
- 野宿期間の長期化、就労意欲の相対的な低下傾向等に対応した施策の一層の充実。

## II (A) 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 担当分課題

※社会・援護局担当分における「地域福祉」と「保護」の区分は、推察によるものです。

### (1) 就業の機会確保について

- (1) カ 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

### (3) 保険及び医療の確保について

- (3) エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図る

### (4) 生活に関する相談及び指導について

- (4) ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設等社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

- (4) イ ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においも対応が必要な場合がある。これらのことから、健康相談だけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談事業の中に含めて行う。

- (4) ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

- (4) エ 相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果により自立支援センター

への入所指導、シェルターの利用案内、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) 総合的支援事業について

(ア) 自立支援事業

- (5) アー(ア) 自立支援事業は、自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な医療等の確保を行う。
- (5) アー(イ) 自立支援事業においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う等、積極的な就労支援を行う。
- (5) アー(ロ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。
- (5) アー(エ) 利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。
- (5) アー(オ) 自立支援事業の実施主体については、市に限ることなく、都道府県も対象とすることを検討し、また、事業運営については、社会福祉法人等への委託を行うなど民間団体の活用を図る。
- (5) アー(カ) 自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の見直しを検討する。
- (5) アー(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、そのために地域住民との調整に十分配慮する。

(イ) 総合的自立支援事業

- (5) イー(ア) 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。
- (5) イー(ア) 自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ること
- (5) イー(ア) 自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。
- (5) イー(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行う。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。
- (5) イー(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。
- (5) イー(ロ) 一般社会生活から逃避している者に対しては、相談活動を通し社会との接点を

確保するなど、社会生活に復帰させるように努める。

(5) イー(エ)女性のホームレスに対しては、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

(5) イー(オ)これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合っただ複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) 多数存在する地域について

(6) ウ 現下の厳しい経済情勢の下、仕事の減少による収入シェルター、簡易宿泊所での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る

(6) エ また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある日雇労働者に対しても、ホームレスと同様、関係機関と関係団体等が連携しながら、積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。

(7) 緊急事項・生活保護法・保護の実施について

(ア) 緊急に行うべき援助

(7) アー(イ)居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、これらの施設への入居を図ることとする。

(7) アー(ウ)福祉事務所における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講じる。

(イ) 生活保護法・保護の実施

(7) イー(イ)就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。

自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の可否を判断し、必要な保護を行う。

(8) 人権の擁護について

(8) ウ 自シェルターターやシェルター等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(11) 民間団体との連携について

(11) ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉会、NPO、ボランティア団体、民生・児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点等について議論し、具体的な対策を図る。

(11) イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組みについて情報提

供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

(11)ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う各種の施策について、これら民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12)その他基本的な事項について

(12)ア 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(12)イ NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(12)ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(12)エ 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う地域福祉権利擁護事業の利用の推進を図る。

## II (B) 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 担当分評価

それぞれの事業について、効果があったと評価、概ね引き続き実施。一部の項目で、前回調査と19年調査の変化、高齢化・長期化・就労意欲の低下、「きちんと就職して働きたい」の割合は高かったものの、前回調査より減少、今後の生活の希望について「今のままでいい」の回答が前回より高い等の変化に触れ、それらに留意して実施することの必要が書き込まれている。自立支援センターについては、前記変化に、「きちんと就職して働きたい」の割合は高かったものの、前回調査より減少、も加えられ、運用の改善等を図るとされている。

どのように留意するのか、留意してどう対応するのか、どう改善するのかという方向性については触れられていない。これは、意見聴取を前提とした案であるから、具体的中身は、「現場」の意見を聞いて盛り込もうというスタンスの表れなのか、それとも、方向性は具体的に書き込むものではないと考えているからなのかは不明。発表される確定版評価書では、「評価・今後の方向性」の部分、案とずいぶん変わっていることになるかも知れません。

## II (C) 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 担当分評価に対する意見

※項目内容の重複が多く、意見も、以下何項も同じというものが多いため、重複意見は、最初に出た項だけに記載しました。意見の記載がないからと言って、意見が出されていないということではありません。内容から重複を読み取ってください。

(1)カについて

情報をホームレスの人に直接提供する方法を検討すべきという意見や「都市雑業的な職種」の開拓や情報収集・提供は過渡的には有効だが、自立に至るまで支援することは困難であり、就労機会提供事業や社会的企業への育成による職種・市場の開拓まで含める施策とする必要があるという意見。また、「都市雑業的な職種」に従事するものへ低家賃住宅を提供すべき、という意見が出されている。

(3) エについて

無料低額診療所の存在しない地域の対応を考える必要があるし、無料低額診療所の活用方法を広報する必要がある。

(4) ア

関係機関へ繋いだ件数の減少に対する分析が不十分ではないか、単に相談が困難になっているだけではなく、始めから相談を拒否する人、そもそも相談が成り立たない人（精神疾患やアルコール依存罹患など）が目立つようになっている、という指摘。精神保健福祉士、カウンセラー等専門性を有する相談員の確保が必要。そのために、事業費を拡充して相談員の処遇の改善や研修の奨励に対する配慮が行えるようにする必要がある、という意見が出されている。民間支援団体の行う相談活動への補助、取組自治体の拡大努力の必要などの意見も出されている。

(4) イ

施策の効果を計るため、行旅死亡人数を評価指標とすべきという意見が出されています。

(4) ウ

「巡回相談にあったことがない」の存在について、野宿生活者の不定住性が高まったためという意見と、新規流入があるためという意見があるが、現状の巡回相談を見直す必要があるということでは一致している。巡回だけでなく、ホームレスの直接のニーズに応えられるサービス提供機能を持つ「待ち受け型」の相談センターの設置や巡回する時間帯の検討、民間支援団体への委託などが提案されている。

(5) アー(ア)

自立支援センターの果たした役割については、肯定的な意見が多かったが、「知らない」ものの存在や、就労自立偏重の弊害を指摘する意見もあった。利用形態（サテライト型や通所型等）や利用期間のさらなる柔軟化、個々の条件に合わせた早めの福祉対応の決定・それに合わせた生活指導と必要な要員（心理カウンセラー、精神保健福祉士等）の配置、定員を基準とした事業費ではなく、内容による事業費決定への変更等が必要という意見が出されている。治療継続を要する退所者の治療継続のために、「診療情報提供書」を当該退所者に手渡すことが必要という意見、入所者だけでなく、利用を希望するホームレスの人全てを対象とするセンターの多機能化、総合化が必要という意見も出されている。

(5) アー(イ)

就職できない場合の再路上防止型の自立支援プログラムも盛り込むべき、という意見が出されている

(5) アー(ウ)

19年調査によると、45歳未満でも最終学歴中学校卒業が47%存在。基礎学力・一般教養の取得機会に恵まれなかった人が多く存在すると考えられるので、それに対応する運用の改善が盛り込まれるべきという意見。自立支援センター入所者以外でも住民票設置への支援・制度的対応は必要、また、緊急連絡先提供事業も必要との意見がだされている。

(5) アー(エ)

無断退所・中途退所者が多く、これらを再路上生活させない方策が必要。早い段階での就職優先から福祉対応への切り替えの視点、見極めが必要という意見が出されている。自立支援センターの自立支援プログラムと生活保護運用の「自立支援プログラム」との連携による退所の促進を求める意見もだされている。

(5) アー(カ)

ホームレス自立支援施設は、有期限による設置が多いと思われるが、今後、財政的に大型施設の設置は困難、小規模型・民間住宅活用型など柔軟なセンター設置と財政支援が必要という意見が出されている。

(5) イー(ア)

リサイクルや公園管理・駐輪整理など環境改善事業的な職種の開拓や就労機会の提供、事業主への補助等助成策まで施策拡張されるべきという意見が出されている。

(5) イー(ア)

職業相談の前提として、就職困難要因、就労継続困難要因を解決する支援が組み込まれる必要があるとの意見が出されている。

(5) イー(ア)

相談に対する信頼を高めるために、ホームレスの人の直接のニーズに応えられるサービス提供事業を付加すること、即応的な相談体制を組むことが意見としてだされている。

(5) イー(イ)

病院や施設だけでなく、民間支援団体が運営するグループホーム見守り支援型居宅保護などの活用も盛り込むこと、という意見が出されている。

(5) イー(ウ)

「粘り強く」では心許ない。相談事業の在り方、方法が見直されるべき、という意見や生活保護による居宅設定の可能性をもっと前面に出すこと、相談事業の質・量の拡充には事業費の拡充が必要という意見が出されている。

(5) イー(エ)

生活保護による居宅設定も選択肢として盛り込むべきという意見が出されている。

(6) ウ

シェルターの存在を知りながら利用したことのないホームレスが多数存在し、しかも今後の利用意向も極めて低くなっている理由を分析する必要があるという指摘。シェルターの正しい知識が伝わっていない、都会の中心部に敷居の低いシェルターが必要、単泊型のシェルターを恒常的に利用する人が存在し、自立につながっていない、通常型・期間利用型・単泊型を複合的に利用でき、相談体制と結びつけることが必要等の意見が出されている。

(7) アー(イ)

シェルターの利用については、要否判定を受けず、また、自立の意志を固めていなくても入所して身体を休めることのできる場所であるべき、という意見が出されている。

(7) イー(イ)

自立支援センターにおいて就職に結びつかなかったものは、無料低額宿泊施設ではなく、一般民間賃貸住宅での居宅保護、あるいは自立支援センターの記録を参考に、就労支援に特化した更生施設に入所させるべき、という意見が出されている。

(12)ア

「援護を要する人々」と同時に、ホームレス化を防ぐためには「地域困窮孤立生活者」の視点も重要という意見。ホームレス問題は「人権問題」と定式化されている。それ自体まちがいでないが、「ホームレスを生まない地域社会づくり」という観点からのアプローチが見られない。理念は賛同できるが、現行施策の引き続き実施では、当該観点からの取組の進展は期待できないという意見がだされている。

## II (D) 基本方針見直し意見

### (4)生活に関する相談及び指導について

民間支援団体による支援・相談活動や居住確保後のケア活動も視野に入れ、関係機関との連携の強化、財政的支援が盛り込まれるべきという意見、グループホームや中間支援住宅と連動した相談体制とすべきという意見、精神保健福祉施策との統一化、関係部門の相談事業への参加が必要という意見等がだされている。また、ニアホームレス（地域困窮孤立生活者等）も含んだ相談事業とすべきという意見も出されている。

### (5)総合的支援事業について

就労自立重視の「支援事業」を見直す必要がある。就労自立が短期に可能な者にとって現状自立支援センターは有効であるが、そうでないものも多く、自立支援センターの多機能化、自立支援センターを経由しない形の自立支援という選択肢を増やすことが必要という意見がだされている。

半就労半福祉を選択肢として認めること、民間賃貸住宅活用型の運営を認めること、女性・子ども連れについての対応を強化すること、アフターケア体制を構築すること、路上から直接居宅設置でき、就労支援を活用できるようにすること等の意見が出されている。

### (6)多数存在する地域について

多数存在する地域で現在実施されている自治体の事業に対し、財政措置を講じられたい。また、「住居喪失不安定就労者」対策等将来のホームレス化予防策やニアホームレスに対する新たな対策に対する支援について盛り込まれたい。将来のホームレス化予防策やニアホームレスに対する新たな対策については、「多数存在する地域」限定ではなく、全国的な課題であるという認識のもとに対応されたい。等の意見が出されている。

### (7)緊急事項・生活保護法・保護の実施について

#### (ア) 緊急に行うべき援助

自立支援の入り口として位置づけられる炊き出しについては、国等が支援すべき、単泊型シェルターと自立支援策の連携を強化すべき、シェルターを利用しやすい立地の場所に設置する、また、機能について情報を正しく伝えることが必要という意見が出されている。

待ち受け型相談所の設置、NPO 等が運営する無料低額宿泊施設等への運営費への助成、平

成 15 年 7 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知のさらなる周知徹底、ホームレス対策費も生活保護と同様に地方負担を 4 分の一とすべきという意見も出されている。

(11) 民間団体との連携について

各地「推進協議会」の構成メンバーとして対策実行を担える団体の比重を高め、その場の議論が施策に活かせるようにする。支援団体は財源も限られており、財政的な援助が必要。民間団体が独自に行っている活動への支援を行うこと、民間団体活用にあたって、個人情報取り扱いや責任所在について、十分に検討しておく必要がある、等の意見が出されている。

### Ⅲ (A) 厚生労働省社会・援護局 保護課 担当分課題

(3) 保険及び医療の確保について

(3) エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。

(7) 緊急事項・生活保護法・保護の実施について

(ア) 緊急に行うべき援助

(7) アー(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連絡体制を整えるなど連携を図ることにより、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護に努める。

(7) アー(イ) 福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることをしないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(7) アー(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。

(イ) 生活保護法・保護の実施

(7) イー(ア) ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(7) イー(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(7) イー(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けての就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

### Ⅲ (B) 厚生労働省社会・援護局 保護課 担当分評価

実績により、必要な者に対しては適正な適用がなされていると認められ、今後ともに適正に生活保護が適用されるよう努めていく。安定した住居のない要保護者が住宅を確保する際、必要となる

敷金等の支給を可能とした平成 15. 7 通知も効果があった。

### Ⅲ (C) 厚生労働省社会・援護局 保護課 担当分評価に対する意見

#### (3) エ

入院時の保護から再路上が多く、次のステップがかみ合っていない。平成 15 年 7 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知が周知徹底されておらず、自治体間に格差がある。再度周知すべき、という意見が出されている。

#### (7) アー(ア)

入院中の生活保護受給者に対する自立支援プログラム策定の推進と民間支援団体への委託、緊急搬送以外でも医療アクセスできるシステムの必要、等の意見が出されている。

#### (7) アー(イ)

無料低額宿泊所については、必ずしも緊急な居所として活用されているわけではなく、適正な処遇が図られているとも言いがたい施設が少なくない。省令等で運営・設備等に関する明確な基準を設け、それに基づいた指導が必要、という意見が出されている。無料低額宿泊所は中間施設であり、速やかに民間賃貸住宅への移行が図られるとともに、利用は、必要最低限にとどめる努力がなされるべきという意見も出されている。

#### (7) イー(エ)

平成 15 年 7 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知の周知徹底が必要、申請者にアパルト探しをつけることと、必要な情報が提供されることが必要、生活保護申請や受給後の生活・求職活動支援に民間支援団体を活用することが肝要、との意見が出されている。

### Ⅲ (D) 基本方針見直し意見

#### (7) 緊急事項・生活保護法・保護の実施について

##### (イ) 生活保護法・保護の実施

現行基本方針では、生活保護を利用した自立への取組の扱いが相対的に弱い印象を受ける。自立支援センターと同等の位置づけを行う必要がある。ホームレス対策としての生活保護適用については、別途国において特別な支援がなされるべき、という意見が出されている。

生活保護運用上の「自立支援プログラム」との連携はよいが、生活保護適用が医療にかたよっており、入り口の所での漏給防止を強化すべきではないか。ホームレスへの保護の適用について、地域によって格差が生じないよう、基準や考え方について具体的に示すべきという意見も出されている。

### Ⅳ (A) 厚生労働省 健康局 担当分課題

#### (3) 保険及び医療の確保について

(3) ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所等において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

(3) イ 保健所等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう

福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。

- (3) ウ 結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問等による服薬対面指導等を実施する。
  - (3) エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、(厚生労働省医政局)
  - (3) オ 保健所等は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。
- (5) 総合的支援事業について
- (5) イー(イ)医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診を積極的に行う
- (7) 緊急事項・生活保護法・保護の実施について
- (ア) 緊急に行うべき援助
    - (7) アー(ウ)保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講じる。(厚生労働省健康局)

#### IV (B) 厚生労働省 健康局 担当分評価

巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援できたものと評価できる。今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施。

#### IV (C) 厚生労働省 健康局 担当分評価に対する意見

(3) ア

国庫補助実績からすると、ほとんど保健所は動いていないのではないかと。ホームレスの人が、直接医療機関に出向けるシステムを確立すべきではないか、という意見が出されている。

(3) エ

地域により格差があると思うが、診療に応じる義務の周知がまだ不足しており、実質拒否をしている医療機関もあることから、さらに周知に努めるべきという意見、協力病院への謝礼等についての国の補助、歯科治療を始め医療へのアクセスを具体的に保障する施策の必要などの意見が出されている。

#### IV (D) 基本方針見直し意見

(3) 保険及び医療の確保について

医師又は歯科医師の診療に応じる義務についてこれまでも周知されてきたが、依然としてスムーズな受診に繋がらない現状が見受けられる、医療機関に緊急搬送された場合の生活保護の適用がスムーズでない自治体が見受けられる、という指摘があった。

診療義務、生活保護の適用、無料低額診療事業について、さらに啓発や周知徹底を図る必要があるという意見や医療従事者の活動との連携、保健所中心では動きが鈍いので、支援団体と保健

所の連携を重視した健康相談事業として構想されるべきという意見が出されている。

義歯を含めた歯科治療、通院等医療アクセスの確保について、新しい方法を作ることが必要との意見も出されている。

## V (A) 国土交通省 担当分課題

### (2) 居住の確保について

(2)ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。(国土交通省住宅局)

(2)イー (ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。(国土交通省住宅局)

(2)イー (イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。(国土交通省住宅局)

(2)イー (ウ) 研修等の場において、法律の趣旨等を周知すること。(国土交通省住宅局)

### (9) 地域における生活環境の改善について

(9)ア 施設内の巡視、物件の撤去指導などを適宜行う。(国土交通省総合政策局)

(9)イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。(国土交通省総合政策局)

## V (B) 国土交通省 担当分評価

今後も引き続き、住居に関する関係団体との連携を図るとともに、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置の円滑な実施に努める

## V (C) 国土交通省 担当分評価についての意見

### (2)ア

公営住宅活用は限界があるので、民間賃貸住宅を借り上げての提供などあたりし手法を盛り込むべき、という意見が出されている。

### (2)イー (ア)

(財) 日本賃貸住宅管理協会の広報パンフレットを目にしたことが無く、連携している実感が無い、との指摘がある。

### (2)イー (イ)

保証人とは別に「緊急連絡先」を要求する保証会社もある。また、保証会社は損害補償はするが問題が生じたときの当人への支援はおこなわない。支援団体が行う身元保証事業に補助制度を設けるなどより積極的な支援策の検討が必要、という意見が出されている。

(9)ア

物件撤去は、必ず所有者の同意が必要であることを明確にすること、という意見が出されている。

(9)イ

行政代執行は極力避け、魅力ある自立支援策の提示によって対処すべき、という意見が出されている。

## V (D) 基本方針見直し意見

(2)居住の確保について

就労自立後の居住場所確保支援という誤解をまねく表記を改め、何よりも先に居所確保支援であることを明確にすべき、居住の場所確保に必要な情報確保・提供、保障制度等について、民間支援団体との連携も盛り込まれるべき、低家賃住宅の確保・提供の住宅支援事業（例：都の移行支援事業）の盛り込みと財政措置を求める等の意見がだされている。また、保証協会の保障制度が容易に利用できるシステム、公営住宅の柔軟な活用（グループホーム的な）の導入と導入のための財政措置を求める意見も出されている。

(9)地域における生活環境の改善について

強制排除は、自立支援の敗北である。強制排除をせずホームレス問題を解決することを前提とすべき、という意見が出されている。

## VI (A) 警察庁 担当分課題

(10)地域における安全の確保について

(10)ア パトロール活動を強化する等により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の予防活動を推進する。（警察庁生活安全局）

(10)イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講じるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。（警察庁生活安全局）

(10)ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。（警察庁生活安全局）

## VI (B) 警察庁 担当分評価

現行施策を引き続き実施。

## VI (C) 警察庁 担当分評価についての意見

(10)ア

警察との連携不足。地域における安全確保及びホームレスの被害防止のために積極的な活動をさらに求めるべき、という意見が出されている。

## VI (D) 基本方針見直し意見

警察との連携不足。地域における安全確保及びホームレスの被害防止のために積極的な活動をさらに求めるべき、という意見が出されている。

## VII (A) 法務省 担当分課題

(8)人権の擁護について

(8)ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。(法務省人権擁護局)

(8)イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。(法務省人権擁護局)

**Ⅶ (B) 法務省 担当分評価**

引き続き現行施策を実施

**Ⅶ (C) 法務省 担当分評価についての意見**

(8)ア

住所設定できないホームレス等の参政権の確保等に関して、自治体等への啓発の実施、野宿当事者への権利等に関する情報の提供、さらなく啓発の強化等の意見が出されている。

**Ⅶ (D) 基本方針見直し意見**

(8)人権の擁護について

生存にかかわる重大なものを除いては、法務局に相談に行く人は誰もいないのではないかと、啓蒙事業をNPO等民間団体へ委託すること等の意見が出されている。

**Ⅷ 基本方針の「2. 各課題に対する取組方針」以外に対する見直し意見**

第1 はじめに、について

「はじめに」では、基本的な状況認識と基本方針を定める経緯・根拠、そして目指すところが述べられている。

見直しにあたっては、当然、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行後の社会情勢の変化、ホームレス状態にある人々への施策効果の総合評価、今後、目指す方向が盛り込まれ、書き改められると考えられるが、その際、以下の点について触れられる必要があると考える。

- ・経済状況に変化があり、新たにホームレス状態になる人々が減少したと施策効果で路上や公園等で生活せざるを得ない人々が減少していること。(就労における民間活力とセーフティネットとしての生活保護の適用の効果・支援民間団体の増加)
- ・中高年齢者を中心に、民間の雇用の拡大による影響を受けにくい人々の野宿期間の長期化が見られること。
- ・雇用形態の変化(不安定雇用の増大)の影響を受け、若年層を中心にホームレス化の進行が見られ、加齢とともに新たなホームレス増大期の出現が懸念されること。
- ・無年金高齢者、低額年金受給者のホームレス化が皆無となっていないこと。また、景気動向によっては、ホームレスとなる人の増大がおきうる懸念があること。
- ・これまでを踏まえた施策の継続、見直し、変化に対応する新たな取り組み模索の決意

第1 1. 基本的な考え方 について

「ホームレスになるにいたった要因」として、3類型があげられているが、居所確保できるほどの収入を確保できない就労者や低額年金受給者などの存在が確認されており、3類型に単純

にまとめるには無理があると考えられる。

「安定した収入を得ることからの排除、社会保険制度からの排除、日常生活圏からの孤立などの要因により、ホームレスとなるにいたった」という書き換えが必要であるとする。

また、野宿状態が長期化している要因についても、年齢を要因とした就職活動の困難、施策が行き渡らない状態での野宿生活への過剰適応などの要因があると指摘されるべきである。

その上で、野宿状態を前提とした支援については、恒常的に実施するものではないが、実態調査結果を踏まえ、野宿生活上の困難を緩和する支援についても、自立への誘導策として、取り組む必要がある、とされるべきである。

#### 第1 3. ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針 について

「ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に街頭相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。」

関係団体の中には支援団体も含まれると考えられるが、地方公共団体によっては、民間支援団体を「便利使い」の対象としか見ない傾向も見受けられる。相談事業等の委託が具体的に盛り込まれる必要があると考える。

#### 第1 4. (2) 地方公共団体の役割と連携 について

○都道府県の役割について

- ・広域的な観点から支援策を実施するにあたり、具体的な役割を具体的に明記していただき、市町村との連携がより一層図られるようにしたいと考えます。
- ・就業機会の確保等、雇用対策等の市町村では対応でききれない領域での役割を明確にしていだきたいと考えます。

### 10. 施策評価書（素案）に対する意見の要約

概数は25,296人から6,732人減少して18,564人となりましたが、1年間の生活保護適用数が30,298件であることから分かるように、

2003（平成15）年概数（25,296人）－施策効果等減少（6,732人）＝2007（平成19）年概数（18,564人）ではなく、

2003（平成15）年概数＋新規増加（X）－施策効果等減少＝2007（平成19）年概数 となることがわかります。

しかし、正確な新規増加は分かりようがないので、厚生労働省は

概数減少分（－6,732）－自治体把握減少数（－132,213）＝増加数125,435人 という推定をおこなっています。

この推定によれば、ホームレス自立の支援等に関する施策対象者は、4年間で

増加数125,435人＋2007（平成19）年概数（18,564人）＝143,999人

であったと考えられます。

年平均のホームレス自立の支援等に関する施策対象者は、53,000人であると推測されます。

前回調査 (a)	今回調査 (b)	増-減 (c) (b-a)	減少-数(d)						合計	増加数 (e) (c-d)
			就労自立	福祉等の措置	その他					
					死亡	失踪	その他			
25,280	18,552	-6,728	11,448	50,917	4,357	29,975	35,516	-132,213	125,485	
記載基準			イ. 国庫補助事業により就労自立をした人数。 ロ. 自治体単独事業により就労自立した人数。 ハ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-4. 就労による収入の増加」の人数を4倍した数値。	イ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「開始人数」から「廃止人数」を引いた人数(=生活保護受給人数)を4倍した数値。 ロ. 家賃補助(生活保護の住宅扶助を除く)により路上生活を脱却した人数。 ハ. イ、ロ以外の福祉等の措置(例: 宿泊券の給付)により路上生活を脱却した人数。	イ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-2. 死亡」の人数を4倍した数値。 ロ. イ以外で把握しているホームレスの死亡者数	イ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-3. 失踪」の人数を4倍した数値。 ロ. イ以外で把握しているホームレスの失踪者数	イ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-1. 傷病治癒」の人数を4倍した数値。 ロ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-5. 就労以外による収入の増加等」の人数を4倍した数値。 ハ. 「3. ホームレスへの生活保護の適用状況」の「廃止人数-6. その他」の人数を4倍した数値。 ニ. その他の要因により路上生活を脱却した人数。(交通費を援助)			
生活保護適用中当該数			就労廃止 1360	開始数 30298 廃止数 18705 開廃差 11593	死亡数 1020	失踪数 7527	傷病治癒 6415 収入増 266 その他 2117			
生活保護適用中当該数×4			5,440	46,372	4,080	30,108	35,192			
動向集計数との差			6,008	4,545	277	-133	324			

	前回調査 (a)	今回調査 (b)	増-減◎ (b-a)	減少-数(d)					合計	増加数 (e)=(c-d)
				就労自立	福祉等の措置	その他				
						死亡	失踪	その他		
大阪府計	7,757	4,911	-2,846	-1,686	-12,705	-704	-4,984	-3,413	-23,492	20,646
大阪市	6,603	4,069	-2,534	-1,520	-11,793	-564	-4,108	-3,008	-20,993	18,459
堺市	280	133	-147	-94	-300	-88	-296	-60	-838	691
守口市	121	72	-49	-11	-56	-16	-256	-68	-407	358
大阪府下その他	753	637	-116	-61	-556	-36	-324	-277	-1,254	1,138

同様に大阪府下を計算すれば、新規増加・再野宿を含め、年平均のホームレス自立の支援等に関する施策対象者は約1万人規模であると考えられます。

表面上の概数の減少だけを捉えての施策評価に、意見を申し述べた人たちは共通の危機感を抱いているように感じられます。現状施策を引き続き実施していただくだけでよいということではないという意見が多く出されています。

## 11. 大阪のホームレス対策

### A. 大阪府下

大阪府下では、大阪市内を除く地域を4ブロックに分けて広域での巡回相談と、堺市(泉北・泉南ブロック)に1箇所の自立支援センター「おおいずみ」が設置されています。また、自立支援センター就職退所者のアフターフォローのために、自立支援住宅への補助事業も実施されています。

4ブロックの相談事業の相談件数は、平成17年度で4,227人であり、野宿を余儀なくさ

	相談状況					
	(1)相談件数				平成15年1月 全国調査	一人当 相談回数
	15年度	16年度	17年度	合計		
実地主体						
寝屋川市他	151	883	1,073	2,107	243	9
八尾市他	194	673	671	1,538	227	7
堺市他	154	1,218	1,331	2,703	427	6
茨木市他		1,133	1,152	2,285	257	9
合計	499	3,907	4,227	8,633	1,154	

れている人びとに対して、平均年に3回程度の面談機会があると試算されます。